## 自動解約型利息分割定期預金〔うけとり上手〕規定

#### 1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳(証書)記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。 この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座(以下「指定口座」という。)に入 金するものとします。

#### 2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。) について通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、次 によりあらかじめ指定された期間毎に分割して支払います。
- ① 利息の支払いが1か月毎の場合 預入日の1か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」という。)を利息の一部として、指定口座に入金します。
- ② 利息の支払いが2か月毎の場合 預入日の2か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。
- ③ 利息の支払いが3か月毎の場合 預入日の3か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を 利息の一部として、指定口座に入金します。
- ④ 利息の支払いが6か月毎の場合 預入日の6か月毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について約定利率によって計算した中間払利息を利息の一部として、指定口座に入金します。
- (2) 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、満期日に指定口座に入金します。
- (3) 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届の 印章により記名押印して、通帳(証書)とともに当行国内本支店に提出してください。
- (4) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの 日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この 預金とともに支払います。
- (5) この預金を「共通規定(通帳口・証書口)」第5条第1項により満期日前に解約する場合または第5条第4項および第5項の規定のいずれかにより解約する場合には、 その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数 (以下「預入日数」という。)について、次の預入期間に応じた利率によって計算し、

この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。

〈預入金額が1,000万円以上のこの預金の場合〉

次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率。

ただし、小数点第4位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものと します。

# ① 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数) 預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳(証書)記載の満期日まで新たに 預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利 率をいいます。

- ②A 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a . 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b.6か月以上1年未満 約定利率×50%
- c . 1年以上3年未満 約定利率×70%
- B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a . 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b . 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- c . 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- d . 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- e . 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- f . 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
- C 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a . 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b . 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- c . 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- d . 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- e . 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- f . 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- g . 3年以上5年未満 約定利率×90%
- D 預入日の5年後または6年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a . 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b . 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- c . 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%

- d . 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- e . 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- f . 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- g . 3年以上4年未満 約定利率×80%
- h . 4年以上7年未満 約定利率×90%
- E 預入日の7年後または8年後または9年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a . 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b . 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- c . 1年以上2年未満 約定利率×30%
- d . 2年以上3年未満 約定利率×40%
- e . 3年以上4年未満 約定利率×50%
- f . 4年以上6年未満 約定利率×70%
- g. 6年以上10年未満 約定利率×90%
- F 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a . 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- b.6か月以上1年未満 約定利率×10%
- c . 1年以上2年未満 約定利率×20%
- d . 2年以上3年未満 約定利率×30%
- e . 3年以上4年未満 約定利率×40%
- f . 4年以上6年未満 約定利率×50%
- g . 6年以上9年未満 約定利率×70%
- h . 9年以上10年未満 約定利率×90%

〈預入金額が1,000万円未満のこの預金の場合〉

次の預入期間に応じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てとし、預入日から6か月以上経過した場合には、「預入日における預入期間に応じた自由金利型定期預金(M型)「スーパー定期〕利率×90%」の算式により計算した利率を上回らないものとします。

- ① 預入日の1年後または2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C 1年以上3年未満 約定利率×70%
- ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

- F 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
- ③ 預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
- G 3年以上5年未満 約定利率×90%
- ④ 預入日の5年後または6年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×30%
- C 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
- D 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
- E 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%
- F 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%
- G 3年以上4年未満 約定利率×80%
- H 4年以上7年未満 約定利率×90%
- ⑤ 預入日の7年後または8年後または9年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×20%
- C 1年以上2年未満 約定利率×30%
- D 2年以上3年未満 約定利率×40%
- E 3年以上4年未満 約定利率×50%
- F 4年以上6年未満 約定利率×70%
- G 6年以上10年未満 約定利率×90%
- ⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- A 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満 約定利率×10%
- C 1年以上2年未満 約定利率×20%
- D 2年以上3年未満 約定利率×30%
- E 3年以上4年未満 約定利率×40%
- F 4年以上6年未満 約定利率×50%
- G 6年以上9年未満 約定利率×70%
- H 9年以上10年未満 約定利率×90%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日とする日割で計算します。

### 3. (預金の解約)

- (1) 通帳口のこの預金を前記1. の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行 所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行国内本支店に 提出してください。
- (2) 証書口のこの預金を前記1. の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、証書 裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して、当行国内本支店に提出してください。

### 4. (証書の効力)

証書口のこの預金で、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行国内本支店に返却してください。

以上